

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(富山県指定 第1600100265 号)

1 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人 和合福祉会
- 2) 法人所在地 富山市布目1966番地1
- 3) 電話番号 076-435-3336
- 4) 代表者氏名 理事長 竹林 俊一郎
- 5) 設立年月日 平成2年4月1日

2 介護予防支援事業所の概要

名 称	和合地域包括支援センター
所 在 地	富山市布目1966番地1
電 話 番 号	076-435-0524
サービス提供地域	倉垣・四方・草島

3 職員体制

	資 格
上口 由美子	管理者・主任介護支援専門員
道島 裕征	社会福祉士
山元 素子	看護師
川上 幸子	看護師

4 営業時間

月～土曜日	8時30分～17時30分
休 日	日・祝 年末年始 お盆

○原則として24時間対応をおこなっています。時間外、休日等は電話にてご連絡ください。

5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(利用申し込みの受付)

- ・利用申込者に対し、重要事項説明書を交付、説明し、同意を得た上で、所定書類に必要事項を記載してもらい、富山市に届け出ます。

(契約締結)

- ・利用申込者と契約を締結します。

(アセスメント)

- ・富山市から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問しアセスメントを行います。

(介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)原案の作成)

- ・アセスメント結果を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、合意した結果に基づき介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
- ・利用者やその家族は担当職員が「介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)」に位置づける介護予防支援事業所等について下記の事項を担当職員に求めることが出来ます。
 - ・複数の事業所の紹介
 - ・当該事業所を介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)に位置づけた理由

(サービス担当者会議の開催)

- ・サービス担当者会議の開催等により、支援計画原案について専門的な意見を聴取します。

(介護予防サービス・支援計画書の交付)

- ・利用者又は家族に説明、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書を利用者又は家族に交付します。

(サービスの提供)

- ・介護予防サービス事業者等に対し、介護予防サービス・支援計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

(モニタリング)

- ・必要に応じて利用者宅を訪問する等の方法により支援計画の実施状況の把握を行います。

(評価)

- ・3～6ヶ月に1回、支援計画の達成状況について評価を行います。

(給付管理)

- ・介護保険サービスの利用実績を確認し、所定の表に記載します。

(介護報酬の請求)

- ・介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、受領します。

6 個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

7 利用料金

(1) 利用料

要支援認定等を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

重要事項説明書及び契約書について十分な説明を受けた後、了解されれば契約となります。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分等が、要介護と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

(3) サービスの自動更新

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを継続いたします。

- ・利用者の要介護状態区分等が再度、要支援と認定された場合

(4) その他

入院された場合、当事業所に連絡頂き、医療機関には担当する職員の氏名と連絡先を伝えてください。

退院後の生活に向けて、早期から医療機関と連携し支援を行います。

9 身分証の携行

保健師又は経験のある看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

10 虐待の防止への取組み

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、以下の取組みを行います。

- ・担当職員に虐待防止についての知識を周知し、意識の向上を図ります。

・虐待につながるような支援が行われていないか日頃より観察し、必要時担当職員に改善を求めます。

11 ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者が職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

12 感染対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修を実施します。

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護予防サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

14 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

☆苦情解決担当者☆	特別養護老人ホーム 和合ハイツ	電話 076-435-3336
	施設長 竹林 弦一郎	
☆苦情受付担当者☆	和合地域包括支援センター	電話 076-435-0524
	管理者 上口 由美子	

その他の苦情受付機関に関しては、次の通りです。

富山市 介護保険課	富山市新桜町7番38号 電話 076-443-2041～2043
富山市 長寿福祉課	富山市新桜町7番38号 電話 076-443-2044
富山県 国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田995-3 富山県市町村会館内 電話 076-431-9816・431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階 電話 076-432-3280

令和 年 月 日

介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントを利用されるにあたり、
本書面により同サービスについての説明を行いました。

事業者 富山市布目1966番地1
社会福祉法人 和合福祉会

説明者 和合地域包括支援センター

氏名 ㊞

サービス利用開始に際し、事業所より重要事項説明書の交付の上、事業者から
説明を受け、その内容に同意します。

利用者 住所
富山市

氏名 様 ㊞

代理人 住所

氏名 様 ㊞

利用者との関係